

中部地方整備局発注者綱紀保持規程

制 定	平成 18 年	5 月 23 日	中部地方整備局訓令第 4 号
一部改正	平成 19 年	3 月 29 日	中部地方整備局訓令第 19 号
一部改正	平成 19 年	8 月 20 日	中部地方整備局訓令第 4 号
一部改正	平成 21 年	3 月 27 日	中部地方整備局訓令第 14 号
一部改正	平成 22 年	3 月 25 日	中部地方整備局訓令第 17 号
最終改正	平成 24 年	11 月 16 日	中部地方整備局訓令第 5 号

(目的)

第 1 条 この訓令は、中部地方整備局における公共工事等の発注事務に関し、発注担当職員及び職員が遵守すべき事項を定めることにより、公共工事等の発注事務に係る関係法遵守はもとより、国民の疑惑を招かないよう発注事務に係る綱紀の保持を図り、もって国民の信頼を確保することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この訓令において、「公共工事等」とは、中部地方整備局が調達する工事、建設コンサルタントその他の業務、役務及び物品をいう。

2 この訓令において、「発注事務」とは、公共工事等における仕様書及び設計書の作成、予定価格の作成、入札及び契約の方法の選択、契約の相手方の決定、監督及び検査並びに契約の履行状況の確認及び評価その他の事務をいう。

3 この訓令において、「発注担当職員」とは、発注事務を担当する職員をいう。

4 この訓令において、「事業者等」とは次に掲げる者をいう。

一 事業者（法人、共同企業体、組合、コンソーシアムその他の団体及び事業を行う個人をいう。）

二 事業者団体その他の国土交通省所管の公益法人

5 前項に規定する事業者等には、その役員、構成員、従業員、代理人その他これらに準ずる者を含むものとし、国土交通省の職員であった者（旧北海道開発庁、旧国土庁並びに旧運輸省及び旧建設省の職員であった者を含む。）にあっては、事業者等における役職の有無及び名称の如何を問わないものとする。

6 この訓令において、「不当な働きかけ」とは、職員に対して行われる事業者等又は中部地方整備局以外の国土交通省の職員若しくは他府省の職員等からの行為のうち、個別の契約に係る発注事務に関するものであって、当該発注事務の公正な職務の執行を損なうおそれのある次に掲げるものをいう。

一 事業者等の競争入札への参加又は不参加に関する要求行為

二 事業者等の受注又は非受注に関する要求行為

三 非公開又は公開前における予定価格又は低入札価格調査制度の調査基準価格（これらを推測できる金額を含む。）に関する情報漏洩要求行為

四 入札参加者についての公表前における情報漏洩要求行為

五 前各号に掲げるもののほか、事業者等への便宜、利益若しくは不利益の誘導又は談合

につながるおそれのある要求行為

（発注担当職員及び職員の責務）

第3条 発注担当職員は、公共工事等の多くが経済活動や国民生活の基盤となる社会資本の整備を行うものであることを自覚するとともに、発注事務に関しては、国民の疑惑を招くことのないようにしなければならない。

2 発注担当職員は、発注事務の実施に当たっては、会計法（昭和22年法律第35号）、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）その他の発注事務に係る関係法令を遵守しなければならない、かつ入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）、刑法（明治40年法律第45号）等に抵触する行為をしてはならない。

3 発注担当職員は、発注事務の実施に当たっては、常に公正な職務の執行と透明性の確保に留意するものとし、問合せ等について必要な情報を提供する等適切に対応しなければならない。

4 職員は、発注担当職員に対して、前3項の規定に抵触することとなる働きかけを行ってはならない。

（秘密の保持）

第4条 発注担当職員は、契約締結前における予定価格及び落札前における競争参加業者名その他の発注事務に関する秘密を保持しなければならない、当該発注事務に係る発注担当職員（当該秘密を知るべき者に限る。）でない職員その他の者にこれを教示若しくは示唆をし、又は発注事務の目的以外の目的のために利用してはならない。

2 発注担当職員は、秘密に関する書類（その写し及び記録媒体を含む。）を庁舎外に持ち出し、送付（電磁的方法によるものを含む。）をし、その他これに類することを行ってはならない（発注事務の必要上庁舎外の他の発注事務を担当する部署に送付する場合を除く。）。ただし、やむを得ない理由があるものとして所属長等（本局にあっては課長又は室長を、事務所にあっては担当副所長又は課長を、管理所にあっては管理所長をいう。以下同じ。）の承諾を得た場合は、この限りでない。

（事業者等との応接方法）

第5条 発注担当職員は、事業者等と接するときは、公平かつ適正に行い、一部の事業者等を差別的に取り扱ってはならない。

2 発注担当職員は、事業者等との応接に当たっては、国民の疑惑や不信を招かないようこれを行い、必要最小限にとどめるものとする。この場合においては、原則として受付カウンター等オープンな場所で複数により対応するものとする。これによることができない場合は、事前に所属長等（応接する者が所属長であるときは、その上司）の承諾を得るものとする。

（報告等）

第6条 職員は、発注事務に関し、他の職員が秘密漏洩、談合関与、賄賂授受、便宜供与を行っているなど、この訓令の規定に抵触する事実を確認し、又は通報を受けたときは、速やかに発注者綱紀保持担当者（第11条第1項に規定する発注者綱紀保持担当

者をいう。以下同じ。)に報告するものとする。

- 2 前項の規定による報告は、別記様式 1 の報告書により行うものとする。
- 3 発注者綱紀保持担当者は、第 1 項の規定による報告を受けたときは、発注者綱紀保持担当者に報告を行った職員（以下「報告職員」という。）に対し、当該報告を受け取った旨を書面で通知するものとする。ただし、当該報告が、他人に損害を加える目的その他の不正の目的によって行われたと認められる場合は、この限りではない。
- 4 発注者綱紀保持担当者は、前項ただし書きに規定する場合を除き、第 1 項の規定により受けた報告を整理し、局長に報告するものとする。
- 5 局長は、前項の規定による報告について、コンプライアンス推進本部及びコンプライアンス・アドバイザー委員会（以下「推進本部等」という。）に報告するものとする。
- 6 局長は、第 4 項の規定による報告について、事実を確認するため必要な調査を行うものとする。この場合において、局長は、報告職員の氏名等（当該報告職員を特定し得る情報をいう。以下同じ。）が明らかにならないよう配慮するものとする。
- 7 局長は、前項の規定により調査を行った結果、報告職員から報告のあった内容に関し、この訓令の規定に抵触する事実があると認められるときは、必要な措置を講ずるとともに、当該調査の結果の概要及び措置の内容について公表するものとする。
- 8 局長は、前項に規定する調査の結果の概要及び措置の内容を、発注者綱紀保持担当者に通知するものとする。
- 9 発注者綱紀保持担当者は、前項の規定により通知を受けたときは、同項の調査の結果の概要及び措置の内容を報告職員に書面で通知するものとする。

第 7 条 職員は、前条第 1 項のほか、他の職員が事業者等から金品の贈与、金銭の貸付、供応接待等を受けるなど、国家公務員倫理規程の規定に抵触すると思料する事実を確認し、又はその通報を受けたときは、速やかに発注者綱紀保持担当者に報告するものとする。

- 2 前項の報告については、別記様式 2 の報告書により行うものとする。
- 3 発注者綱紀保持担当者は、第 1 項の報告を受けたときは、その旨を総務部人事課に通知し、第 1 項の報告が他人に損害を加える目的その他の不正の目的によって行われたと認められる場合を除き、事実を確認するための必要な調査を行うものとする。
- 4 前項の調査を行った結果、発注事務に関し、この訓令の規定に抵触すると思料する事実を確認したときは、前条第 3 項から第 9 項までの規定を適用するものとする。

（他の窓口からの通知）

第 8 条 公正入札調査委員会事務局は、談合情報の通報を受け、その談合に職員が関与していると疑いのあるときは、その旨を発注者綱紀保持担当者に通知するものとする。

- 2 総務部人事課は、職員が国家公務員倫理規程の規定に違反している疑いのある旨の報告を受けたときは、その旨を発注者綱紀保持担当者に通知するものとする。
- 3 監査官及び港湾空港部港政調整官は、発注事務に関しこの訓令の規定又は国家公務員倫理規程の規定に抵触すると思料する事実を含む行政相談を受けたときは、その旨を発注者綱紀保持担当者に通知するものとする。
- 4 前 3 項の規定による通知があったときは、第 6 条第 1 項又は前条第 1 項の報告があったものとみなす。

（外部窓口を経由した報告）

第9条 職員は、第6条第1項及び第7条第1項に規定する報告を、発注者綱紀保持担当弁護士（第13条に規定する弁護士をいう。以下同じ。）を経由して行うことができる。

2 前項の規定による報告は、別記様式1又は別記様式2の報告書により行うものとする。

3 第1項の規定により、前項に規定する報告書が発注者綱紀保持担当弁護士に提出されたときは、その報告書については、発注者綱紀保持担当弁護士によって、職員の所属及び氏名その他の事項が記載されていること並びにその提出者が地方整備局の職員であることの確認が行われ、かつ、報告職員の氏名等が明らかにならないよう必要な措置を講じられた上で、発注者綱紀保持担当者に回付されるものとする。ただし、報告職員がその氏名等を発注者綱紀保持担当者に報告されないことを希望しないときは、報告職員の氏名等が明らかにならないようにするための措置は講じることを要しない。

4 第1項の規定により行われた報告については第6条第3項及び第9項の規定による報告職員への通知は、発注者綱紀保持担当弁護士を経由して行うものとする。

5 局長及び報告職員は、第1項の規定により行われた報告については、第6条第6項の規定により局長が行う調査の過程において相互に連絡等の必要が生じたときは、発注者綱紀保持担当弁護士に対し、相互の連絡等について依頼を行うものとする。

（報告を行う職員の責務）

第10条 職員は、第6条第1項及び第7条第1項の規定による報告（前条第1項の規定により発注者綱紀保持担当弁護士を経由して行う報告を含む。次項及び第12条第1項において同じ。）をするに当たっては、客観的な事実に基づき誠実に報告するように努めなければならない。

2 職員は、第6条第1項及び第7条第1項の規定による報告をするに当たっては、故意に虚偽の報告をするなど他人に損害を加える目的その他の不正の目的で報告をしてはならない。

3 職員が前項の規定に違反した場合においては、第12条の規定は適用しない。

（発注者綱紀保持担当者）

第11条 発注者綱紀保持を図るため、本局に発注者綱紀保持担当者を置く。

2 発注者綱紀保持担当者は総務部適正業務指導官をもって充てる。

（報告を行った職員の保護）

第12条 地方整備局及び職員は、正当に第6条第1項及び第7条第1項の規定による報告を行った職員に対し、当該報告を行ったことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。

2 地方整備局及び職員は、第9条第1項の規定により発注者綱紀保持担当弁護士を経由して正当な報告を行った職員が、その氏名等が明らかになることを望まないときは、その氏名等を調査してはならない。

（発注者綱紀保持担当弁護士）

第13条 局長は、職員が発注者綱紀保持担当者その他の職員に自らの氏名等が明らかにされることなく第6条第1項及び第7条第1項の規定による報告をすることができるよう、職員以外の弁護士に次に掲げる業務を委嘱するものとする。

一 第9条第1項に規定する報告を受け付け、これを発注者綱紀保持担当者に回付するこ

と。

二 第9条第3項に規定する確認、報告職員の氏名等が明らかにならないようにするための措置及び発注者綱紀保持担当者への報告書の回付を行うこと。ただし、報告職員がその氏名等を発注者綱紀保持担当者に報告されないことを希望しないときは、当該報告職員の氏名等が明らかにならないようにするための措置を除く。

三 第9条第4項に規定する報告職員への通知を報告職員に回付すること。

四 第9条第5項に規定する局長と報告職員との間の必要な連絡等を行うこと。

（不当な働きかけに対する対応）

第14条 職員は、事業者等又は中部地方整備局以外の国土交通省の職員若しくは他府省職員等から不当な働きかけに該当すると思料する行為を受けたときは、その者に対して、応じられない旨及び当該働きかけが記録、公表されるものとなる旨を伝えるよう努めるものとする。

2 職員は、事業者等又は中部地方整備局以外の国土交通省の職員若しくは他府省職員等から不当な働きかけに該当すると思料する行為を受けたときは、速やかに所属長等を経由し、所属部長等（本局にあっては部長、事務所にあっては事務所長、管理所にあっては管理所長をいう。以下同じ。）に報告するとともに、その後の対応について指示を受けるものとする。

3 前項の報告を受けた所属部長等は、不当な働きかけがあったと認めるときは、同項の職員に当該不当な働きかけの概要について別記様式3による報告書を提出させるものとする。

4 職員は、前項に規定する報告書を作成するときは、事実に基づき正確に記載しなければならない。

5 第3項規定により報告書の提出を受けた所属部長等は、発注者綱紀保持担当者を経由して、局長に報告するものとする。

6 局長は、前項の規定による報告について、推進本部等に報告するものとする。

7 第3項の規定による報告書に記載された事項のうち、件名、不当な働きかけの内容及び対応状況については、随時又は定期的に公表するものとする。

（執務環境の整備等）

第15条 局長は、公共工事等の発注事務に関し仕様書及び設計書の作成担当課等の執務室について、次に掲げる事項の実施その他の秘密の漏洩の防止を図るために必要な措置を講じるものとする。

一 執務室への自由な出入りが制限されている旨を掲示等の方法により周知すること。

二 担当課等において発注担当職員が事業者等と応接するための場所を確保すること。

（発注者綱紀保持マニュアルの作成）

第16条 局長は、職員に対し、発注事務的確な遂行に関する理解を深め、発注事務に係る関係法令の遵守及び綱紀保持に関する意識の高揚を図るため、発注者綱紀保持マニュアル（第2項及び3項において単に「マニュアル」という。）を作成する。

2 マニュアルにおいては、この訓令の運用の方法、具体的な事例等を定める。

3 局長は、マニュアルを作成し、又はこれを改正しようとするときは、あらかじめ推進本部等の意見を聴かなければならない。

(研修、講習等)

第17条 局長は、職員に対し、発注事務の的確な遂行に関する理解を深め、発注事務に係る関係法令の遵守及び綱紀保持に関する意識の高揚を図るため、必要な研修、講習等を行う。

2 局長は、前項に規定する研修又は講習の方針を定めるに当たっては、あらかじめ推進本部等の意見を聴かなければならない。

(発注者綱紀保持対策の有資格業者への周知)

第18条 局長は、公共工事等の発注事務に係る綱紀の保持に関する理解及び協力を得るため、発注者綱紀保持対策を有資格業者に周知するものとする。

2 局長は、前項の規定による周知の方策について、あらかじめ推進本部等の意見を聴かなければならない。

(訓令の改正)

第19条 この訓令を改正しようとするときは、あらかじめ推進本部等の意見を聴かなければならない。ただし、改正内容が軽微な場合は、推進本部等に報告するものとする。

附 則 (平成18年5月23日 中部地方整備局訓令第4号)

(施行期日)

第1条 この訓令は、平成18年5月24日から施行する。

附 則 (平成19年3月29日 中部地方整備局訓令第19号)

(施行期日)

第1条 この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年8月20日 中部地方整備局訓令第4号)

(施行期日)

第1条 この訓令は、平成19年9月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月27日 中部地方整備局訓令第14号)

(施行期日)

第1条 この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月25日 中部地方整備局訓令第17号)

(施行期日)

第1条 この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年11月16日 中部地方整備局訓令第5号)

(施行期日)

第1条 この訓令は、平成24年11月16日から施行する。

報 告 書

平成 年 月 日

発注者綱紀保持担当者 殿

報告職員 住所

自宅電話（又は携帯電話）番号

所属

氏名

中部地方整備局発注者綱紀保持規程に抵触すると思料する事実について（確認した・通報を受けた）ので、同規程第6条第1項の規定に基づき、次のとおり報告します。

1 日 時	平成 年 月 日 時 分 ～ 時 分
2 方 法 (通報を受けた場合)	来所・郵送・電話・電子メール、その他（ ）
3. 通報者 (通報を受けた場合)	住 所 職 業 氏 名
4 規程に抵触すると思料する事実の概要	
5 備 考	(関係資料があれば添付してください)

- (備考) 1 複数の者が同時に確認し、又は通報を同時に受けた場合等については、その旨を記載すること。
- 2 発注者綱紀保持担当者へ直接報告する場合は、住所及び自宅電話（又は携帯電話）番号の記載は不要である。
- 3 外部窓口を経由した報告の場合には、報告職員の氏名等が明らかにならないよう必要な措置を講じられた上で、発注者綱紀保持担当者に回付される。ただし、報告職員がその氏名等を発注者綱紀保持担当者に報告されないことを希望しないとき（氏名等を明らかにする場合）は、その旨を備考欄に記入すること。

報 告 書

平成 年 月 日

発注者綱紀保持担当者 殿

報告職員 住所

自宅電話（又は携帯電話）番号

所属

氏名

国家公務員倫理規程に抵触すると思料する事実について（確認した・通報を受けた）ので、中部地方整備局発注者綱紀保持規程第7条第1項の規定に基づき、次のとおり報告します。

1 日時	平成 年 月 日 時 分 ～ 時 分
2 方法 (通報を受けた場合)	来所・郵送・電話・電子メール、その他（ ）
3 通報者 (通報を受けた場合)	住 所 職 業 氏 名
4 規程に抵触すると思料する事実の概要	
5 備 考	(関係資料があれば添付してください)

- (備考) 1 複数の者が同時に確認し、又は通報を同時に受けた場合等については、その旨を記載すること。
- 2 発注者綱紀保持担当者へ直接報告する場合は、住所及び自宅電話（又は携帯電話）番号の記載は不要である。
- 3 外部窓口を経由した報告の場合には、報告職員の氏名等が明らかにならないよう必要な措置を講じられた上で、発注者綱紀保持担当者に回付される。ただし、報告職員がその氏名等を発注者綱紀保持担当者に報告されないことを希望しないとき（氏名等を明らかにする場合）は、その旨を備考欄に記入すること。

平成 年 月 日

不当な働きかけに関する報告書

中部地方整備局長 殿

所属部長等役職氏名 _____

不当な働きかけに関して、中部地方整備局発注者綱紀保持規程第14条第5項の規定に基づき、次のとおり報告します。

1 日 時	平成 年 月 日 時 分～ 時 分
2 場 所	
3 方 法	面談、電話、電子メール、文書、その他（ ）
4 不当な働きかけを行なった事業者等の名称	
5 不当な働きかけの概要	
6 対応状況	
7 備 考	平成 年 月 日 所属部長等に報告
所属部長等 _____ 殿	
中部地方整備局発注者綱紀保持規程第14条第3項の規定に基づき、以上のとおり報告します。	
報告者名 所属・氏名 _____	

（備考）複数の者が不当な働きかけを同時に受けた場合等については、その旨を記載すること。